

令和7年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

雲南市・飯南町事務組合

1 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、令和7年度雲南市・飯南町事務組合一般廃棄物（ごみ）処理実施計画を次のとおり定める。

2 計画処理区域

雲南市・飯南町事務組合（以下「組合」という。）は、雲南市及び飯南町のすべての区域を対象に、一般廃棄物（ごみ）を処理する。可燃ごみについては、雲南市吉田町、掛合町と飯石郡飯南町の区域分をいいしクリーンセンター（以下「いいし CC」という。）に集約後、大型塵芥車（パッカー車）によって雲南エネルギーセンター（以下「雲南 EC」という。）に運搬し、雲南市大東町、加茂町、木次町、三刀屋町の区域分の可燃ごみとあわせて処理する。不燃ごみ、資源ごみ等については、雲南市吉田町、掛合町と飯石郡飯南町の区域分をいいし CC にて、雲南市大東町、加茂町、木次町、三刀屋町の区域分をリサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）においてそれぞれ処理する。

3 計画実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 一般廃棄物の処理主体

区分	収集運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ			組合 (直営・委託・売却)
不燃ごみ	組合 (委託・許可・直接搬入)	組合 (直営・委託)	組合 (委託・売却)
資源ごみ			組合 (直営・売却)
粗大ごみ			
家電リサイクル品目	直接搬入		—
有害ごみ	乾電池 蛍光管	組合 (委託処理)	
その他 (災害・火災等)	許可・直接搬入	組合 (直営・委託)	組合 (直営・委託)

5 一般廃棄物の発生量の見込み

(単位: t)

区分	雲南 EC (プラザ)	いいし CC			合計
		小計	吉田町 掛合町	飯南町	
可燃ごみ	6,100	1,560	720	840	7,660
不燃ごみ	660	130	60	70	790
資源ごみ	550 (260+290)	200	70	130	750
粗大ごみ	1,140 (870+270)	140	70	70	1,280
家電リサイクル品目	6	5	2	3	11
有害 ごみ	乾電池	12	6	3	18
	蛍光管	3	2	1	5
その他 (災害・火災等)	40 (30+10)	10	5	5	50
合計		8,511	2,053	931	1,122
		8,523	2,125	951	1,174
					10,564
					10,648

*カッコ内の数値は、雲南 EC+プラザ分。合計下段は令和6年度の計画数値。ごみの発生量は、計画上年度から0.8%程度の減量を見込んでいる。

6 収集・運搬計画

- ごみの収集・運搬は、家庭系は委託業者と許可業者により行い、事業系は事業者の直接搬入および許可業者により行う。
- 家庭系で個人による直接搬入が困難な粗大ごみ及び家電リサイクル品目については、組合の「粗大ごみ収集運搬業務実施要領」に登録する業者に依頼し、所定の施設に搬入することができる。

ア. 収集区域の範囲

区分	雲南 EC(プラザ)	いいし CC
可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、家電リサイクル品目		
有害ごみ	乾電池	雲南市のうち吉田町・掛合町、飯石郡飯南町
	蛍光管	
その他 (災害・火災等)		

イ. 収集回数

区分	雲南 EC (プラザ)	いいし CC
可燃ごみ	2回／週	2回／週
不燃ごみ	1回／月	1回／月
資源ごみ	1回／月	1回／月
粗大ごみ	—	—
家電リサイクル品目	—	—
有害ごみ	乾電池	1回／月
	蛍光管	1回／月
その他 (災害・火災等)	—	—

ウ. 収集方法

区分	雲南 EC(プラザ)	いいし CC
可燃ごみ	ステーション方式 一部収集ボックス方式	収集ボックス方式 一部ステーション方式
不燃ごみ	ステーション方式	ステーション方式
資源ごみ	ステーション方式	収集ボックス方式 一部ステーション方式
粗大ごみ	—	—
家電リサイクル品目	—	—
有害ごみ	乾電池	ステーション方式
	蛍光管	ステーション方式
その他 (災害・火災等ごみ)	—	—

エ. 収集・運搬する廃棄物の量 (委託分)

(単位: t)

区分	雲南 EC (プラザ)	いいし CC			合計
		小計	吉田町 掛合町	飯南町	
可燃ごみ	4,700	1,210	600	610	5,910
不燃ごみ	285	70	40	30	355
資源ごみ	345 (200+145)	160	60	100	505
粗大ごみ	—	—	—	—	—
家電リサイクル品目	—	—	—	—	—
有害ごみ	乾電池	12	6	3	18
	蛍光管	3	2	1	5
合計 (ア)	5,345	1,448	704	744	6,793
直接搬入分 (イ)	3,166	605	227	378	3,771

*カッコ内の数値は、雲南 EC+プラザ分である。

* (ア) と (イ) の計は、「5 一般廃棄物発生量の見込み」数値と一致する。

7 中間処理計画

ア. 処理施設の概要

区分	施設名	所在地	処理方式	処理能力	処理区域
可燃ごみ	雲南 EC	雲南市加茂町 三代 1331-1	固形燃料化方式	40.717 t /日	雲南市、飯南町 全域
	いいし CC	飯石郡飯南町 都加賀 698-1	積替方式	12 t /日 24 m ³ /2h	雲南市吉田町・ 掛合町、飯石郡 飯南町
不燃ごみ等	プラザ	雲南市木次町 里方 1369-39	破碎・圧縮方式	不燃ごみ 10 t /日 資源ごみ 2.5 t /日	雲南市大東町、 加茂町、木次町、 三刀屋町
	いいし CC	飯石郡飯南町 都加賀 698-1	破碎・圧縮方式	不燃ごみ 1.7 t /日 資源ごみ 0.7 t /日	雲南市吉田町・ 掛合町、飯石郡 飯南町

イ. 中間処理量の見込み

(単位: t)

区分	雲南 EC (プラザ)	いいし CC			合計
		小計	吉田町 掛合町	飯南町	
可燃ごみ	7,660	(1,560)	(720)	(840)	7,660
不燃ごみ	660	130	60	70	790
資源ごみ	550 (260+290)	200	70	130	750
粗大ごみ	1,140 (870+270)	140	70	70	1,280
家電リサイクル品目	6	5	2	3	11
有害ごみ	乾電池	12	6	3	18
	蛍光管	3	2	1	5
その他(災害・火災等)	40 (30+10)	10	5	5	50
合計	10,071	493	211	282	10,564

*可燃ごみいいし CC 分のカッコ内数値は、雲南 EC における中間処理量の内訳である。

*資源ごみ、粗大ごみ、その他(災害・火災等) カッコ書きは、雲南 EC+プラザ分である。

*中間処理合計値 10,564t は、「5 一般廃棄物発生量の見込み」合計値と一致する。

8 ごみの排出抑制・再資源化計画

ア. 排出抑制の方法

(ア) 分別収集の徹底

(イ) 3R運動の推進(施設見学、視察を通しての啓発を含む)

(ウ) 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に沿っての排出抑制・再資源化の啓発

イ. 再資源化の数量及び方法

(単位: t)

内訳	雲南 EC(プラザ)		いいし CC			方法	
	数量	方 法	数 量				
			小計	吉田 掛合	飯南		
可燃ごみ	3,830	RDF 売却	—	—	—	RDF 売却(いいし CC 分 780)	
不燃ごみ	140	金属類一部売却	104	45	59	金属類一部売却	
資源ごみ(ビン)	110	処理委託	47	18	29	処理委託	
〃(飲料缶など)	30	売却	12	5	7	売却	
〃(ダンボール類)	260	売却・処理委託	148	51	97	売却	
粗大ごみ	1,080 (870+210)	金属類一部売却	46	19	27	金属類一部売却	
家電リサイクル品目	6	処理委託	5	2	3	処理委託	
有害ごみ	乾電池	処理委託	6	3	3	処理委託	
	蛍光管	処理委託	2	1	1	処理委託	
合計	5,471		370	144	226		

*カッコ書きは、雲南 EC+プラザ分である。

*RDF 売却量は可燃ごみに係る中間処理量の 1/2 を見込んでいる。

9 最終処分計画

- 1) オープン型の最終処分場(木次町里方)において、プラザの不燃残渣及び瓦、コンクリート破片等の安定物を埋立てる。同じくオープン型の加茂不燃物処理場では、ガラス、陶器くず、廃プラスチック、瓦、コンクリート破片等を埋立てる。処分区域は雲南市大東町、加茂町、木次町及び三刀屋町とする。
- 2) いいし CC のクローズド型最終処分場については、不燃残渣を埋立てる。処分区域は雲南市吉田町、掛合町及び飯石郡飯南町とする。

ア. 最終処分場の概要 (令和 6 年 3 月 31 日現在)

施設名	所在地	処理方式	面積 (m ²)	容量 (m ³)	残余容量 (m ³)
埋立最終処分場	雲南市木次町里方 1369-13	セル方式	5,200	28,500	7,207
加茂不燃物処理場	雲南市加茂町神原 530-1	セル方式	2,808	10,000	1,236
埋立最終処分場 (いいし CC)	飯石郡飯南町都加賀 698-1	セル方式	630	2,800	1,274
合 計			8,638	41,300	9,717

イ. 残渣の量及び処分方法

区分	雲南 EC(プラザ)		いいし CC		
	発生量	処分方法	発生量		
			小計	吉田町 掛合町	飯南町
不燃ごみ(かわら・コンクリート等破片を含む。)	400 t	埋立	48 t	23 t	25 t

10 住民に対する広報・啓発活動

- 1) 地域別に定めた1年間の詳細な「ごみ収集日程表」を作成・配布するとともに、同じ内容が組合ケーブルテレビで検索できるよう、データ放送化を行う。
- 2) 令和4年度作成の「ごみ分別冊子」及び令和6年度に新たに作成した「ごみ分別ポスター」等を活用し、関係市町と連携した新規転入者向けごみ分別の啓発ツールとして活用を図る。
- 3) 引き続き、組合ホームページにおいてごみ分別冊子データ（PDF版、電子書籍版）を掲載し、利用者の利便性を図る。
- 4) 引き続き、組合ホームページにごみの分別検索画面を掲載する。
- 5) ごみ処理施設の見学者に対し、ごみの分別や減量についての周知・啓発を行う。
- 6) 関係市町の広報誌により、ごみ処理に関する諸事項について周知・啓発を行う。
- 7) 関係市町実施の出前講座や住民説明会において、ごみの分別、減量等をテーマとして取り上げていただき、直接的な啓発活動を図る。
- 8) 上記のほか、組合ケーブルテレビによる文字放送、告知放送、番組化によるごみ処理情報の積極的な発信を行うほか、利用者ニーズに合わせてソーシャルメディアの活用を図る。

11 処理計画適用開始期日

令和7年4月1日